

川崎市介護予防・生活支援サービス事業の報酬・基準の改定について

介護予防・日常生活支援総合事業において国が定める単価等の見直しに伴い、令和6年4月1日から川崎市の介護予防・生活支援サービス事業の報酬・基準の一部等を次のとおり改定します。

本市ホームページに改正要綱及び関連通知を掲載しておりますので、御確認をいただきますようお願いいたします

トップページ > くらし・手続き > 福祉・介護 > 高齢者・介護保険 > 介護保険制度 > 事業者入口 > 介護予防・日常生活支援総合事業 > 要綱・要綱の解釈について・指定基準について
<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-13-9-0-0-0-0.html>

1 本市の介護予防・生活支援サービス事業方針について

本市では、令和4年度に事業所・利用者を対象にアンケート調査を実施しました。利用者の9割以上が概ね満足しているという結果が得られた一方で、事業所からは、市独自の報酬体系が複雑であるため請求事務に手間を要する等の御意見をいただきました。

これらを踏まえて第9期計画においては、国の報酬改定の動向を踏まえた報酬単価の見直しを行うとともに、本市独自の改正として、一部加算の包括評価や加算の統廃合等を行うことで報酬体系を簡略化します。

2 各サービスの報酬における主な変更点について

(1) 各サービス共通

ア 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。【国改定】

ただし、介護予防短時間通所サービス（A7）については経過措置とし、令和7年3月31日までは適用しない。

<現行>

なし



<改定後>

高齢者虐待防止措置未実施減算 (新規)	所定単位の1/100減算
------------------------	--------------

イ 感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の場合に、基本報酬を減算する。<経過措置1年間※>【国改定】

<現行>

なし



<改定後>

業務継続計画未策定減算 (新規)	所定単位の1/100減算
---------------------	--------------

※ 介護予防通所サービス（A6）については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っていない場合は、令和6年4月1日から減算を適用する。

(2) 介護予防訪問サービス (A3)

ア 介護職員等処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算の包括評価【市独自改定】

<留意事項>

これら加算の算定有無に関わらず包括評価とすることで、介護分野における処遇の改善を一層推進すること等を目的として行ったものです。したがって、各事業者においては、上記の趣旨を斟酌した上で、別途通知(「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」)を参照にして、介護職員等の賃金の改善等の取組を実施するよう努めるものとします。

なお、本市に対する処遇改善計画書等の提出を求めるものではありませんが、事業者における賃金改善等の取組の状況について、介護職員等に丁寧な説明を行う等周知を図る必要があることに留意してください。

※1 令和6年4・5月の単位数です。令和6年6月以降は、加算率が変更になることに伴い、基本報酬が変更になる場合があります。

※2 生活援助特化型及び併用型についても同様です。変更単位数はサービスコード表を御確認ください。

<現行>

介護予防型Ⅰ	週60分以下	235単位	→	289単位
介護予防型Ⅱ	週60分超120分以下	469単位	→	577単位
介護予防型Ⅲ	週120分超	745単位	→	913単位

<改定後>

イ 訪問介護の同一建物減算について、事業所の利用者のうち、一定割合以上が同一建物等に居住する者への提供である場合に、報酬の適正化を行う新たな区分を設ける見直しを行う。【国改定】

<現行>

なし
なし

<改定後>

同一建物減算	所定単位の12/100減算
同一建物減算	所定単位の15/100減算

ウ 口腔連携加算の追加

職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につながる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下の歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価する新たな加算を設ける。【国改定】

<現行>

なし

<改定後>

口腔連携強化加算	50単位/月(1回まで)	(新設)
----------	--------------	------

(3) 介護予防通所サービス (A6)

ア 本体報酬について次の改定を行う。

(ア) 送迎を包括評価とすることで基本報酬の体系を簡略化し、送迎減算等の規定(下記イ(ア)及び(イ)を参照)を新たに設ける。【国改定】

(イ) 基本報酬の単価について、通所介護の介護報酬改定に準ずる見直しを行うとともに、介護予防通所リハビリテーションと同様に運動機能向上加算を包括化する。【国改定】

<留意事項>

運動器機能向上サービスは、機能訓練指導員により、国内外の文献等において介護予防の観点から有効性が確認されている手法等を用いて行ってください。

<現行>

<改定後> ※送迎が包括報酬となりました

		回数	単価	月	単価
送迎・入浴なし	事業対象者・要支援1	回数	190	952	
		月			952
送迎のみあり	事業対象者・要支援1	回数	284	1422	
		月			1422
入浴のみあり	事業対象者・要支援1	回数	240	1202	
		月			1202
送迎・入浴あり	事業対象者・要支援1	回数	334	1672	
		月			1672
送迎・入浴なし	要支援2	回数	198	1988	
		月			1988
送迎のみあり	要支援2	回数	292	2928	
		月			2928
入浴のみあり	要支援2	回数	248	2488	
		月			2488
送迎・入浴あり	要支援2	回数	342	3428	
		月			3428

		回数	単価	月	単価
「入浴なし」に統合		回数	339	1697	
		月			1697
「入浴あり」に統合		回数	379	1897	
		月			1897
「入浴なし」に統合		回数	348	3478	
		月			3478
「入浴あり」に統合		回数	388	3878	
		月			3878

イ 加算・減算について

(ア) 事業所と同一建物に居住する者または同一建物から 通所型サービスを行う場合 【国改定】

a. 月額報酬を算定している場合に減算する (1月あたり)

事業対象者・要支援1

所定単位から **376単位減算**

要支援2

所定単位から **752単位減算**

b. 回数報酬を算定している場合に減算する (1回あたり)

事業対象者・要支援1・要支援2

所定単位から **94単位減算**

(イ) 事業所が送迎を行わない場合に減算する (片道あたり)

事業対象者・要支援1・要支援2

所定単位から **47単位減算**

(ウ) 事業所評価加算の廃止

<現行>

<改定後>

事業所評価加算	120単位/月	➡	廃止
---------	---------	---	----

(エ) 運動機能向上加算の包括評価に伴う、選択的サービス複数実施加算の見直し

運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算のうち、複数の加算を組み合わせる算定していることを評価する選択的サービス複数実施加算について見直しを行う。【国改定】

<現行>		<改定後>	
運動器機能向上加算	225単位/月	→	廃止
選択的サービス複数実施加算Ⅰ	480単位/月	→	一体的サービス提供加算 ※個別の加算で評価
選択的サービス複数実施加算Ⅱ	700単位/月	→	
			基本報酬で評価
			480単位/月 (新設)

(4) 介護予防短時間通所サービス (A7)

ア 本体報酬について次の改正を行う。

(ア) 介護職員等処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算の包括評価【市独自改定】

2(2)の介護予防訪問サービス(A3)と同様の内容になりますので、そちらを御確認ください。

(イ) 送迎の包括評価【市独自改定】

(3) 介護予防通所サービス(A6)と同様に送迎を包括評価とすることで基本報酬の体系を簡略化する。ただし、介護予防通所送迎減算については設けない。

<留意事項>

送迎を必須とするものではなく、介護予防の観点から、利用者の身体状況の評価等を踏まえ、安全面に配慮した上で、利用者が自ら指定介護予防短時間通所サービス事業所に通うことができる場合等には、それを妨げるものではないことに十分に留意してください。

<現行>			<改定後> ※送迎が包括報酬となります		
送迎・入浴なし	要支援1 事業対象者	143単位/回	「入浴なし」に統合		
送迎のみあり		237単位/回	入浴なし	事・支1	251単位/回
入浴のみあり		193単位/回	「入浴あり」に統合		
送迎・入浴あり		287単位/回	入浴あり	事・支1	301単位/回
送迎・入浴なし	要支援2	149単位/回	「入浴なし」に統合		
送迎のみあり		243単位/回	入浴なし	支2	257単位/回
入浴のみあり		199単位/回	「入浴あり」に統合		
送迎・入浴あり		293単位/回	入浴あり	支2	307単位/回

イ 加算・減算について

事業所評価加算について、身体機能維持・改善実績加算と加算の趣旨が同じであるため、身体機能維持・改善実績加算に統合し、1月に10回までの算定を可能とする。【市独自改定】

<現行>			<改定後>	
事業所評価加算	1月に5回まで	24単位	→	廃止
<現行>			<改定後>	
身体機能維持・改善実績加算	1月に10回まで	14単位	→	38単位

(5) 介護予防ケアマネジメント

ア 国の告示に従い単位数の変更を行う。【国改定】

<現行>

介護予防ケアマネジメントA	438単位
介護予防ケアマネジメントB	438単位



<改定後>

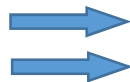
442単位
442単位

イ 介護予防ケアマネジメントC (1)、介護予防ケアマネジメントC (2) を新設する。

【市独自改定】

<現行>

なし
なし



<改定後>

介護予防ケアマネジメントC(1) (新設)	1042単位
介護予防ケアマネジメントC(2) (新設)	442単位

3 人員、設備及び運営に関する基準における主な変更点について

- (1) 指定介護予防訪問サービス事業者について、身体拘束等の禁止すること及びやむを得ない場合に身体拘束等を行う場合、その理由を記録しなければならないこととするもの。
- (2) 指定介護予防訪問サービス及び指定介護予防（短時間）通所サービス事業所の管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化
- (3) 指定介護予防訪問サービス及び指定介護予防（短時間）通所サービス事業者について、原則として、重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表しなければならないこととするもの。
(令和7年3月31日までの経過措置)
- (4) 第1号生活支援事業として、短期集中介護予防プログラム、短期集中介護予防小規模多機能型生活支援サービスを実施するにあたり、諸規定を定めるもの。

4 その他

令和6年4月1日より川崎市総合事業コールセンターの受託業者が、富士通株式会社川崎支店から株式会社Ahmyに変更となります。電話番号、受付時間等には変更はありません。詳細は下記の市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-13-13-0-0-0-0.html>

(健康福祉局長寿社会部介護保険課担当)

電話 (044) 200-2687

Eメール 40kaigo@city.kawasaki.jp